

## 飯田市景観計画の変更（平成 25 年 12 月 4 日変更）

変更を行う箇所

- ・第 4 編 地域景観計画 「第 4 章 松尾地区」の次に「第 5 章 鼎地区」を追加する。
- ・別表 3 の 2 「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の「2 屋外広告物特別規制地域」に「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を追加する。
- ・別表 4 「景観育成特定地区における広告物等に関する基準」に、「Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を追加する。

### 第 5 章 鼎地区

#### 1 地域景観計画の名称

鼎地域景観計画

#### 2 地域景観計画の土地の区域

鼎地区全域

#### 3 景観育成の目標

鼎地区では、国道 153 号バイパス開通後、ロードサイドショップの進出や共同住宅等の建設などの開発が急激に進んでいます。バイパスが縦断する鼎名古屋地区は、こうした環境の変化に対応し調和のとれた発展と美しく潤いのある豊かなまちづくりを実現していくため、景観形成住民協定を締結して、住みよい景観の育成に自主的に取り組んでいます。

今後、幹線道路の整備が進み、景観にもその影響が及ぶことが想定されるため、適正な土地利用計画と相互の理解に基づき、幹線道路の沿道とそこから広がる豊かな田園景観や自然環境との調和を図ることにより、地域住民にとって住みやすく心の安らぎが感じられる景観の育成を目指します。

#### 4 景観育成の方針

鼎地区は、松川右岸の河岸段丘や鎮守の森といった特徴的な緑の景観を有し、松川の清流や妙琴公園など身近にあって自然に親しめる環境に恵まれています。

今後、地域間をつなぐ幹線道路である都市計画道路羽場大瀬木線、地域の骨格である県道青木東鼎線が整備されることにより、その沿道を中心に様々な土地利用が生じ、良好な住環境に求められる景観にも大きな影響を与えることが想定されます。

今後の土地利用に関する検討との調整を図りながら、豊かで潤いのある住環境づくりに向けた良好な景観の育成が求められています。

##### ①基本的な方針

###### ○景観育成の目標の実現

沿道とその周辺の環境が調和した良好な景観を育成していくため、地域、事業者、行政が互いに協力して考え、守り、共有できるよう、地域が育成すべき景観について検討し、その実現に向けて取り組みます。

また、地域の特性に応じたきめ細かな景観の育成を進めるために、景観形成住民協定など地域住民の自主的な活動を支援します。

## ②具体的な内容

### ○屋外広告物に関する制限

都市計画道路羽場大瀬木線は、交通量が一定程度見込まれることから、開発動向が高まり、屋外広告物の設置などが沿道の景観に影響を及ぼすことも予想されるため、まずは都市計画道路羽場大瀬木線沿道地域で屋外広告物に関する制限を強化します。

また、県道青木東郷線沿道地域においても、開通を見据えて、地域の良好な景観の育成に向けた検討を支援し、その具体化に向け取り組みます。

## 5 景観の育成のための行為の制限に関する事項

鼎地区における都市計画道路羽場大瀬木線の沿道を飯田市景観条例第4条第4項の規定による景観育成特定地区に定めるとともに、飯田市屋外広告物条例第11条に規定する屋外広告物特別規制地域に指定します。

当該屋外広告物特別規制地域における広告物等に関する行為の制限に関する事項は、都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観育成特定地区として別表4のとおりとします。

### 別表 3の2

#### 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等

【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】

#### 2 屋外広告物特別規制地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番地5及び2230番地43から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域

**景観育成特定地区における広告物等に関する基準**

**Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域**

**1. 許可の基準**

次の（１）又は（２）の広告物等の区分に従い、当該（１）又は（２）に掲げる基準及び別表３（別表４に掲げる基準に相当するものを除く）に適合するものであることとする。

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域として指定する地域は、都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町４丁目 2182 番地 5 及び 2230 番地 43 から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の区域とする。

**（１）自己用の広告物等の基準**

**（●は適用を示す）**

行為の基準		周辺市街地
ウ. 地上に設置する広告物等	<p><b>【高さ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上からの高さ 5 メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは 13 メートル以下。</li> </ul> <p><b>【表示面積】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一面の面積は 3 平方メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは一面 25 平方メートル以下。</li> </ul>	●  ●
エ. 広告物等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域にあつては、合計 10 平方メートル以下</li> </ul>	●

**（２）自己用の広告物等以外のものの基準**

ア 1 面の表示面積は 1 平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、50 メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は 2 平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを 2 メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、飯田市屋外広告物条例施行規則第 3 条第 1 項に掲げるもの以外のものとする。

オ 中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域において表示し、又は設置するものでないこと。

この変更之际し、市が実施した手続きは次のとおりです。

- ・平成 25 年 10 月 15 日～11 月 13 日          パブリックコメント実施
- ・平成 25 年 11 月 26 日                      土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申